

CAN DO

“可能性への挑戦”

第49号

金田会計事務所通信

【 自分色 】

青い色紙に青色を塗りつけたとしてもその違いはあまりはっきりしないことになります。それと同じように自分とよく似た者同士だと自身の個性や長所・短所が明確になりません。ここに違う種類の者の存在意義があるとも言えます。

好きな仲間、同業者、愛好家団体などほとんどの場合、人はあるグループに属しています。そこにいることによるメリットは精神的にも、物質的にも大きいものです。特に共通の仕事仲間は交流することにより様々な情報を得、自分の事業に生かすことができるため非常に大事なことです。問題はその中に閉じこもって安住していないかということになります。

理由なく直感的に嫌いだから遠ざけているという相手については、逆に自分に似ているからというケースもありますが、自分よりも成功しているからというたわいもないことであったりします。そのためただの好みという理由で、ある人物や業種、団体を遠ざけているのは自分で損をしていることにもなります。いわゆる「食わず嫌い」にほかありません。意外と自分知らずに自身の成長の可能性を制限していることになります。それ故に何が自分にとって良きものなのかという判断は非常に難しいと言わざるを得ません。

私は「たまたま」という言葉が大好きです。失敗には必ず理由がありますが、成功には明確な理由が存在しないこともあり、まさしくたまたまという偶然の出会いが影響することがあります。「たまたま(チャンス)」は小さきものにも大いなるものにも等しく訪れます。それを手に入れるにはウイングを広げて迎えるようにしなければなりません。まさしくこんなものもあるのかという新鮮な発見があることでしょう。



ありがたいことに私どもは仕事の性格上、様々な業種、法人個人、団体とのおつきあいができる立場にあります。その「たまたま」の立場をどのように利用するのか自分の姿勢が問われるものと覚悟しながらこれからもどんどん皆さんに情報を発信する決意を新たにしております。

さて皆さんの色は何色なのでしょう。

金田 康良

2017年 11月

平成30年から配偶者控除が変わります！

今年も年末調整に向けて各保険会社より保険料控除証明書のはがきが届いていますが、来年度(平成30年度)より配偶者控除及び配偶者特別控除の適用と金額が変わります。年明けには従業員への周知をしなければなりませんので今回で確認していきましょう。



【配偶者控除・配偶者特別控除の見直しの概要】

配偶者控除・配偶者特別控除を受ける居住者に所得制限を設け、3区分で控除額を段階的に減らすとともに、合計所得金額が1,000万円超の居住者には適用しないことになります。配偶者特別控除については対象となる配偶者自身の合計所得金額を38万円から85万円に引き上げます。いわゆる配偶者の給与収入103万円の壁が150万円へと変わるようになります。

【配偶者控除の適用要件】

(1) 配偶者の所得要件

合計所得金額が38万円以下(給与収入のみの場合は103万円以下)

(2) 適用を受けることができる居住者の所得(以下の通り)

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	

例)

夫: 給与収入 1,200万円、妻: パート収入 100万円

⇒ H29年度まで 配偶者控除 38万円

H30.年以降 配偶者控除 13万円



【配偶者特別控除の適用要件】

配偶者の合計所得金額が 38 万円(給与収入 103 万円)を超えた場合は配偶者控除が受けられなくなります。しかし、合計所得金額が 38 万円を超えた場合でも 123 万円までなら、居住者の所得区分の 3 区分になりますが段階的に**配偶者特別控除**を適用することができます。(下記、表参照)

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円超 1,500,000 円以下
	85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	1,500,000 円超 1,550,000 円以下
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	1,550,000 円超 1,600,000 円以下
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	1,600,000 円超 1,667,999 円以下
	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	1,667,999 円超 1,751,999 円以下
	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	1,751,999 円超 1,831,999 円以下
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	1,831,999 円超 1,903,999 円以下
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	1,903,999 円超 1,971,999 円以下
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	1,971,999 円超 2,015,999 円以下
	123 万円超	0 円	0 円	0 円	2,015,999 円超

※結果、居住者の給与収入が 900 万円以下で、配偶者の給与収入が 150 万円なら**配偶者特別控除 38 万円**が適用されます ⇒ **103 万円の壁が 150 万円に**

例)

夫: 給与収入 800 万円、妻: パート収入 145 万円

⇒ H29 年度まで 配偶者特別控除 0 円

H30 年以降 配偶者特別控除 38 万円



【給与所得者の配偶者特別控除申告書】

「給与所得者の保険料控除兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」が平成 30 年度以降は「給与所得者の保険料控除申告書」と「**給与所得者の配偶者特別控除申告書**」におのおの用紙が分かれる予定です。

【源泉控除対象配偶者とは】

今までは給与所得の源泉徴収業務で「扶養の数」に数えていた「控除対象配偶者」ですが、平成 30 年度以降は給与収入見積額が **1,120 万円** (年所得 900 万円) の給与所得者と生計を一にする合計所得金額見積額が 85 万円 (**給与収入 150 万円**) の配偶者のことを「**源泉控除対象配偶者**」とし、この対象配偶者のみを「扶養の数」に加えることができます。「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等(移動)申告書」に記載する欄も「控除対象配偶者」からこの「源泉控除対象配偶者」に変わりますので、新しい用語に注意しましょう。月々は「源泉控除対象配偶者」に該当するかどうかで源泉徴収をし、年末調整時に「控除対象配偶者」として控除金額を計算することになります。



平成 30 年度以降、政策の妥協により複雑になる配偶者控除と配偶者特別控除です。実務担当者には悩ましいことでしょうが、わからないことがあれば気楽にご相談ください。



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町 3 丁目 2 番 14 号 イワタニ第二ビル 10 階
 (ビル名がサンキュウビルディングからイワタニ第二ビルに名称変更いたしました。)
 TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329
 E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : http://kaikei.asia/